

平安中期の座具の役割

——『御堂関白記』を中心に——

松野 彩

要旨

本稿では、国文学研究資料館の共同研究「藤原道長の総合的研究——王朝文化の展開を見据えて——」の成果の一つとして、道長の生きた平安中期に使われた座具に注目した。座具は使用者の身分・関係を示すことから、使用状況を明らかにすることは、平安中期の文化・文学作品を理解することに役立つと考えるからである。なお、座具の中でも、『延喜式』で使用者が規定されている「倚子」「床子」「草整」と、これらと同時に設置されることのある「兀子」をとりあげ、『延喜式』の規定、平安中期の古記録（特に道長の日記『御堂関白記』）における使用状況を詳しく確認した。その結果、それぞれの座具について『延喜式』と古記録では相違する点があることや、「床子」の種類によっても格付けが異なることが明らかとなった。そこで、古記録における座具の格付けを一覧にまとめたところ、高い順から「倚子」「大床子」「独床子」「兀子」「草整」（以上の三つの座具の格付けは判断しがたいため、仮の順）、「長床子」「床子」であることが確かめられた。このように、『御堂関白記』など平安中期の古記録に座具とその着座者が細かく記されているのは、平安中期の貴族がこれらの座具を使い分け、着座者の身分・権威を明確に示すことを重視していたからである。微細な描写ではあるが、座具についての記述は当時の価値観を示す表現として重要であり、文学作品を読解する際にも注意を払っていく必要がある。

一 序

本稿では、国文学研究資料館の共同研究「藤原道長の総合的研究―王朝文化の展開を見据えて―」の成果の一つとして、道長の生きた平安中期に使われた座具に注目する。座具は、性別・身分によって使用者が限定され、使用者の身分・関係を示すことから、史料から座具の使用状況を確認することは、平安中期の文化のみならず、座具が描かれている文学作品を理解することにも役立つと考える。

なお、座具といつても、さまざまな種類があるが、『延喜式』において使用者が規定されている「倚子」「床子」「草整」と、これらと同時に設置されることのある「兀子」について、『延喜式』の規定、平安中期の古記録、特に道長の日記である『御堂関白記』における使用状況を詳しく確認していくことにする。

二 倚子

「倚子」は現代の椅子のような形状の座具で、『延喜式』「掃部寮」では、座具の中で最も権威のあるものとして一番初めに次のように記されている。

凡(こ) 御座(天皇の座)者、……紫宸殿設(黒)柿木倚子、……(イ) 皇太子……白木倚子、(敷)錦褥、(殿)上并行幸並通用、……(ウ) 廳座者、親王及中納言已上倚子、

この規定によると、天皇、皇太子、親王、臣下では中納言以上の着座するものとなっている(傍線部)。しかし、平安中期の古記録を見ると、これらの人々以外に后や中納言に至っていない臣下の着座例も見られる。そこで、本稿

では、後の着座例と、皇太后が着座しなかったことがわざわざ記されている例、また、中納言に至っていない臣下の着座例について確認する。

(1) 后・皇太后

まず、後の着座例としては、立後の儀式があげられる。皇妃は后に冊立さくりつされることが決まると、宮中を退出し、里邸ほんぢうで本宮の儀を行うが、その際に、里邸には「倚子」が設置され、后として着座する（左記の引用文の傍線部エ）。

（四条殿の）入い自れ中門ちゆうもん、於お西対巽邊せいたいしゆんべん拜礼らいらい、……（エ）皇后こうごう（藤原遵子）理髮りぱつ、白御しろご（衣）白簪しろかんざし着き給たま白装束しろさうそく、着き

給倚子たまよこし云々、

〔小右記〕天元五年（九八二）三月一日条）

このように、立后に際して「倚子」が設置されることは、『御堂関白記』にも記載されている（左記の引用文の傍線部オ・キ・ク・ケ）。

敷しき秘代ひだい、（オ）立た御倚子ごよこし、（カ）又また從したが藏人所ざうにんじよ被か渡わた大床子おほしど・獅子形ししのかたち・御草鞋等ごくさじやうらう、之等皆立了これらみなたつりやう、理り御髮ごみづかひ、着き草鞋くさじやう、（キ）着き倚子御座よこしござ、御装束ごさうそく白、（〔御堂関白記〕長和元年（一〇一一）二月一四日条）

・ 次諸卿参入、以もつ亮則隆りやうすねたか令たま啓かへ慶賀けいが由よし、（ク）即すなは着き御倚子ごよこし、（理髮りぱつ、着き草鞋くさじやう、）……御倚子掃部寮供ごよこしすわぶらうくらひ之これ、依よ不た加か毯たん、俟まち家用けいよう之これ、大床子おほしど從したが藏人所ざうにんじよ、御挿鞋ごさうじやう内藏寮供ないざうらうくらひ之これ、余あま從したが内出ないしゆ、（ケ）令たま立た御倚子ごよこし・大床子おほしど、御倚子ごよこし（同・寛仁二年（一〇一八）一〇月一六日条）

徹とほ畫御座えがござ立た之これ、
これらは、道長の娘の妍子と威子の立后の時の記述だが、里邸である土御門第つちのみかどに「倚子」が立てられ、新しく后になつた道長の娘たちが着座している。

次に、皇太后の着座例としては、以下の例があげられる（左記の引用文の傍線部コ）。

奉た拜たま大后おほごう、御拜所有敷物ごたましりやうしきもの、后宮所ごきゆうじよ設た、（三）此間母后理こゝまははごうり御髮ごみづかひ、着き御倚子ごよこし。

〔小右記〕長和五年（一〇一六）一月二十九日条

これは、三条天皇が讓位し、あひら敦成親王が天皇となった日の記述だが、敦成が新天皇として母后（皇太后である藤原彰子）に拝礼する際に、母后が「倚子」に着したとある。しかし、『御堂関白記』では、「倚子」を立てたのにもかかわらず、彰子は着座しなかったとわざわざ記されている（左記の引用文の傍線部サ）。

次服_二帝位御衣_一、奉_レ拜_二太后_一、サ太后御座御帳内立_二倚子_一、然不_レ着_レ之御_二平座_一、

〔御堂関白記〕長和五年一月二十九日条

この時、実際に儀式の様子を目にして記載した可能性が高いのは、彰子の父である道長の書いた『御堂関白記』の方であるため、彰子が着座しなかったのが事実であろうと推定される。とはいえ、これらの記述から、新帝が母后に拝礼する際に、母后は「倚子」に着座する慣例であったとわかる。

(2) 臣下（中納言に至っていないもの）

前述したように、『延喜式』によると、中納言以上の臣下は「倚子」に着座できると規定されているが、それ以外の臣下の例も見られる。ただし、それらには共通点があり、すべて帝の使者として着座している。

昨日、頭中将上表今日_レ有_二勅答_一、遣_二少納言_一藤原時方、（前例遣_二少将_一、如何_レ）彼家設_レ座、給_レ禄如_レ例、但_レ不_レ立_二倚子_一、無_レ拜_レ礼_一、是貞信公（藤原忠平）御時例、具在_二故殿_一（藤原実朝）御記、

〔小右記〕永祚元年（九八九）二月一五日条

これは、藤原公任が前日に上表していた父頼忠の封国返上の件について、帝からの返事を少納言藤原時方が公任の家に伝えに行った時のものである。帝からの「勅答」を携えてきた使者のために、通常であれば「倚子」を設置するが、この時は設置しなかったとある（傍線部シス）。

このような例は『御堂関白記』にも見られる。

・ (セ) 資平為勅答使^一来、於^二別納^一上^レ之、南面^二間儲^一使座、惟憲申^二勅使来由^一、(シ) 即着^二倚子^一、

〔御堂関白記〕長和五年一〇月二日条

・ (タ) 入^レ夜給^二勅答^一、使^二右近中将公成^一、……其儀寢殿南廂卷^二四間簾^一、廻^二四尺屏風^一、敷^二長筵^一、敷^二土敷^一二枚、

(チ) 立^二上倚子^一、

(同・寛仁二年二月九日条)

傍線部セの藤原資平は左近中将・藏人兼任、傍線部タの藤原公成も右近中将で参議に至っていないが、帝からの「勅答」を携え、帝の名代として「倚子」に着座している(傍線部ソチ)。

三 床子しょうじ

「床子」は四脚・四方の背もたれが無い机のような形状の腰掛で、材質(赤漆・漆・白木の順)と種類によつて使用者が限定されている。

(ツ) 凡御座者、……行幸赤漆床子、……(セ) 親王并大臣……赤漆小床子、……(ト) 中納言赤漆小床子、……

(ナ) 参議已下侍従已上中床子、……(ニ) 尚侍、女御……囊床子、……(ハ) 五位已上漆床子、自餘白木床子、

〔延喜式〕「掃部寮」

『延喜式』では、男性は身分の順に、天皇が「床子」(傍線部ツ)、親王と大臣から中納言までが「小床子」(傍線部ト)、参議から侍従までが「中床子」(傍線部ナ)、また、五位以上は漆塗り、以下は白木と規定され(傍線部ハ)、女性は尚侍・女御が「囊床子」(傍線部ニ)に座るとされている(傍線部セ)。

一方、平安中期の古記録では、「中床子」「龕床子」の例は見られず、「大床子」「独床子」「長床子」が加わっている。なお、「小床子」は『小右記』に一例あるが、前に欠字があり、着座者の判別がつかない。

まず、「大床子」について確認すると、平安中期の古記録では、天皇と后のためにのみ設置されている。『御堂関白記』でも、前掲の妍子・威子の立后(傍線部カ)の際に、「倚子」と同時に「大床子」も置かれている。また、敦成親王が天皇となった日には、新天皇としての居所に「倚子」と「大床子」が運び込まれ、設置されている。

〔ネ〕次立大床子御座・日記御厨子等、又殿上立御倚子、

〔御堂関白記〕長和五年一月二九日条

次に、「独床子」について確認すると、以下の例がある。

・ 日上着陣座、看見参文、() 而延木三―記云、大臣就獨床子、

〔九曆〕天慶八年(九四五)一〇月一日条

・ 馬入外記廳……() 蹴去左右大臣・平中納言・左衛門督・宰相中将獨床子等

〔小右記〕長徳三年(九九七)三月一日条

一例目は旬儀(しゅんぎ)にかかわる記述で、前例(延喜三年の旬儀)では大臣が着座したとある(傍線部)。二例目は、「外記廳(外記庁)」に馬が乱入し、左右大臣・中納言・左衛門督・宰相(参議)の「獨床子(独床子)」を蹴り飛ばしたとある(傍線部)。この左衛門督は藤原誠信のことで、当時は参議であったことから、参議以上が着座するための「独床子」が外記庁にあったことがわかる。ただし、この例では「独床子」のみが単独で使用されているため、他の座具との関係はわからないが、以下に見る「長床子」「床子」の使用状況と比較すると、「独床子」の方が格が上である(本稿末の表を参照)。

一方、「長床子」は四位・五位(次節の傍線部)を参照、「床子」には参議の使用例も見られるが(次節の傍線部)を参照、両者

が同時に使用されている例から判断すると、「長床子」は「床子」よりも格が上であることがわかる。

(シ)立二元子二脚一、南去三許丈(ウ)立三長床子一、権左中辨(説孝)・右近中将頼定・左少將重家等就、北面東上、其南又(ヘ)外記・史床子、又其南有(ホ)官掌□□著之時、

『権記』長保二年(一〇〇〇)一月一三日条)

この例は、上野勅使駒牽(うずけやくしこまひまき)についての記述で、権左中弁・右近中将が「元子」(傍線部ヒ・コ)、左少將が「長床子」に着席した後、外記・史が「床子」に着座したとある(傍線部フ・ホ)。「元子」については次節で詳しく述べるが、この例から座具の序列を判断すると、「元子」「長床子」「床子」の序列となっている。なお、『御堂関白記』では、「床子」は僧侶の着座例があるのみである。

・ 御齋会結願如レ常、……(シ)待僧等列一間、良久立、依レ之仰三行事一、召三諸司一、床子立三軒廊内方一為レ座、

『御堂関白記』寛弘二年(一〇〇五)一月一四日条)

・ 仁王會、……東西軒廊(シ)令レ立三床子一、僧集會為レ座、
(同・二月二五日条)

一 例目は御齋会結願の日で、僧たちが公卿の参着を待つて長い間立っていたので、「床子」を用意したとある(傍線部)。
二 例目は仁王会(にんのうえ)に関する記述で、僧が集会する際の座として「床子」を立てさせている(傍線部シ)。

四 元子(しんじ)

「元子」は四脚・四角で背もたれのない腰掛で、儀式の時に使用する。『延喜式』では、御齋会の際に僧のために設置された例が示されている(左記の引用文の傍線部△)。

御齋会終日、(ラ)設論義僧座於内裏御前、僧綱座立二元子一、問答者座亦各立二元子一
(『延喜式』「掃部寮」)

平安中期の古記録においても、僧の「元子」の使用は御齋会に限られ、『御堂関白記』でも、御齋会内論義の日、僧の座として「元子」が用意されている。

(2) 講師論義了立座、召座上、仰下被任、権少僧都由上、承仰、就案下二拜佛、依臈次一就僧綱座、召二藏人隆光一、彼元子上二論義間一、
〔御堂関白記〕寛弘元年一月一四日条

この例では、講師を務めた功績から僧綱の真興が権少僧都に任命されたため、藏人を呼んで、座っていた「元子」の位置を上座である「論義間」に移動したと記されている(傍線部)。
なお、平安中期の古記録を見ると、使用者は男性に限られるとはいえ、僧以外にも、春宮・親王、臣下の例が見られる。

(1) 春宮・親王

春宮・親王の例としては、以下の例がある。

・ (モ) 旬日、親王三人以上参入之時、出居之次将召掃部、令立元子例也、
〔九曆〕天慶八年一〇月一日条

・ (セ) (ハ) ……儲君参上、着座後、参登着元子、
〔権記〕寛弘八年六月一三日条

傍線部までは、旬儀に親王が三人以上参加する時に「元子」を立てさせるとある。傍線部や是一条天皇が讓位する日についての記述だが、「儲君」とあるように、この時点で、居貞親王はまだ春宮である。なお、『御堂関白記』には、春宮・親王どちらの使用例も見られない。

(2) 臣下

臣下の着座例としては、大臣が着座する例が最も多く、その他は公卿(参議まで)の着座例がほとんどである。また、平安後期の『参議要抄』⁸⁾「初任事案」には「仰装束司史、令造元子」とあり、参議に任命されると「元子」

を造らせたとあるので、「元子」は参議以上の公卿が主に使用する座具であつたと考えられる。しかし、参議に至っていない人の着座例として、前掲の権中弁・中将の例（傍線部）・ここに加えて、『小右記』には次のような例もある。

（二）左衛門督・左大弁・（三）外記元子紛失云々、奇怪事也

（『小右記』長徳三年二月一六日条）

傍線部ユの左衛門督（藤原誠信）と左大弁（源扶儀）は参議であるが、傍線部ヨには外記とあり、参議に至っていない外記も「元子」に着座していた可能性がある。

とはいえ、『御堂関白記』では、大臣・公卿の着座例のみ見られる。

・（一）奉_レ仕内弁、……後着_二于廊元子_一行事、……次着_二元子_一、（逢春門北腋二間、倚_レ西立_二中央_一）

（『御堂関白記』長和元年十一月二三日条）

・（リ）着_二元子_一、……元子立_二逢春門北二間_一、……着_二元子_一、

（同・長和元年十一月二五日条）

・（ル）左大臣昇殿着_二元子_一、

（同・寛仁元年二月四日条）

以上の三例はすべて大臣の例である。傍線部ラ・リは三条天皇即位後の大嘗会についての記述で、左大臣であつた道長が、逢春門（大内裏の豊楽院内にあつた門）の北二間（さたふま）に置かれた「元子」に着座している。また、傍線部ルは、一条院内裏において道長が太政大臣に任命された時の儀式の様子を記した部分で、左大臣藤原顕光が「元子」に着席している。

さらに、公卿の例は以下の通りである。

・（レ）上達部着_二幄座_一、立_二元子_一、

（同・長和二年九月一六日条）

・（ロ）其南立_二五丈絹屋并元子_一、為_二公卿座_一、

（同・寛仁二年一〇月二二日条）

傍線部レ・ロでは、土御門第に天皇が行幸した際に、庭に設けられた「幄」「絹屋」などと呼ばれる仮設の建物の

内に「元子」を置き、公卿の座としている。

なお、「元子」の位置づけは、「倚子」「大床子」よりは格が下で、「長床子」「床子」よりは格が上であることが以下の例からわかる。

- ・ 中宮饗設^ニ玄輝門西^一、東宮設^ニ職御曹司^一、親王南面、^(リ)公卿北面、設^ニ倚子^一、^(ロ)唯参議用^ニ元子^一、南北面、
 (設^ニ長押上王公座^一、後屏風上張^ニ軟障^一)、^(シ)四位五位用^ニ長床子^一、(四位南長押下、五位西長押下、二重)
 設^ニ樂人平張^一於南庭云々、
 (『吏部王記』延長三年(九二五)一月二日条)
- ・ 但御簾内御帳東間逼南^(△)立^ニ大床子二脚^一、以爲^ニ御座^一、^(殊以^ニ御圓座^一置^ニ床上^一)南廂東一・二・三間立^ニ元子・床子^一、^(△)大臣元子以^レ錦爲^レ褥、^(◎)参議以^ニ床子爲^レ座^一、
 (『權記』長徳三年八月六日条)
- 一 例目は二宮大饗の際の設営だが、公卿(中納言以上)が「倚子」^(傍線部ヲ)、参議は「元子」^(傍線部ヲ)、四位五位は「長床子」とある^(傍線部シ)。一 例目は、^(せきまんないろうんま)釈奠内論義に際しての紫宸殿での設置例だが、天皇が「大床子」^(傍線部△)、大臣が「元子」^(傍線部◎)、参議が「床子」とあり^(傍線部◎)、使用者から座具の位置づけがわかる。

五 草整^{そうじん}

「草整」は布で表面を覆った円筒形の腰掛で、『延喜式』によると、天皇以下が使用し、女性も使用することがあった。

- ・ (D) 凡御座者。清凉。後涼等殿設^ニ錦草整^一。……中宮草整亦同御。……凡設^レ座者。(E) 皇太子錦草整。……
- (F) 親王并大臣両面草整。……大納言両面草整。中納言両面草整。……(G) 妃夫人錦草整。……尚侍。女御錦草

整。……(E)四位命婦及更衣藏人両面草整。……(F)五位命婦及藏人青白椽草整。 (『延喜式』「掃部寮」)

「錦草整」が最も位が高く、天皇、皇太子、中宮、妃、夫人、尚侍、女御までが使用でき(傍線部DEG)、次に「両面草整」は親王、臣下では中納言以上(傍線部E)、四位の命婦・更衣・女藏人までが使用でき(傍線部E)、五位の命婦及び女藏人は「青白椽草整」を使用する(傍線部I)という規定となっているが、省略部分では、さらに身分に従って、生地材質や色などが細かく規定されている。

平安中期の古記録では用例が少なく、『延喜式』のように天皇・中宮などの着座例は見られない。男性では親王、大臣以下の公卿、女性ではかなり身分の低い女性の使用例が見られる。

・ (J) 罽毘女廿人(理髮着威儀装束)、居草整、不似例儀、…… (『小右記』永祚元年三月二三日条)

これは、春日行幸に随行した摂政の宿所での饗饌についての記述で、「罽毘女」と呼ばれる身分の低い女性たちが「草整」に座っているが(傍線部J)、これは通例とは異なるようである。

なお、『御堂関白記』における着座例としては、以下のような例もある。

・ (K) 西三間立大床子一脚、其東置草整一枚、理髮座 (同・寛仁二年一月三日条)

一条院内裏で後一条天皇の元服が行われた時に、「大床子」を立てたと(傍線部K)記した後、理髮役の摂政藤原頼通の座として「草整」を置いたと書かれていることから(傍線部L)、「大床子」よりも格の低い座具として「草整」が位置づけられていることがわかる。

六 結び

以上、「倚子」「床子」「兀子」「草整」の順に、使用者に注目し、『延喜式』の規定を確かめた上で、平安中期の古記録、特に『御堂関白記』における用例を詳しく見てきた。

まず、「倚子」については、平安中期の古記録が『延喜式』と相違する点は、后が着座できることであった。また、中納言に至っていない人物が着座している例もあるが、それらはすべて「勅答使」を務めている例で、天皇の名代として着座していることを『御堂関白記』を含めた古記録の例から確認した。

次に、「床子」については、細かく種類が分かかれ、『延喜式』では、男性は身分の順に、「床子」「小床子」「中床子」と規定されているが、平安中期の古記録には「中床子」の例はなく、「小床子」一例は着座者の判別ができない、「大床子」「独床子」「長床子」が新たに加わり、「大床子」「独床子」「長床子」「床子」の順に格付けされている。また、女性の場合は、『延喜式』では、尚侍・女御が「囊床子」に着するとあるが、平安中期の古記録では、后のために「大床子」が設置される例があるのみであった。

さらに、「兀子」は『延喜式』で僧の着座例が示されているが、平安中期の古記録では、春宮・親王の例も見られる。また、臣下では、大臣以下参議までの着座例がほとんどで、『御堂関白記』の場合も同様である。しかし、『権記』には、公卿ではない権中弁・中将の着座例が見られ、『小右記』にも参議に至っていない外記が「兀子」に着座していた可能性がある例があった。座具としての位置づけは、「倚子」「大床子」よりは格が下で、「長床子」「床子」よりは格が上であった。

最後に、「草整」については、『延喜式』では男性（天皇く中納言）、女性（中宮く四位・五位）の着座例が見られるが、平安中期の古記録では、男性では親王、大臣以下参議までの公卿、女性ではかなり身分の低い女性の使用例が見られる。そして、座具としての位置づけは、「大床子」よりは低いことが確認された。

つまり、本稿でとりあげた座具すべてにおいて、『延喜式』と平安中期の古記録では相違点が確認された。なお、以上の古記録における座具の格付けをまとめたのが本稿の末尾に付した表だが、高い順に、「倚子」「大床子」、「独床子」「兀子」「草摺」（以上の三つの座具の格付けは判断しがたいため、仮の順）、「長床子」「床子」と格付けされていることが確かめられた。

このように、『御堂関白記』など平安中期の古記録に座具とその着座者が細かく書き記されているのは、平安中期の貴族がこれらの座具を使い分け、着座者の身分・権威を明確に示すことを重視していたからである。微細な描写ではあるが、座具に関する記述は当時の価値観を示す表現として重要であり、文学作品を読解する際にも注意を払っていく必要がある。

平安中期の座具の役割

〔平安中期の古記録における座具の使用者〕

● 用例が確認されたもの
▲ 可能性にとどまるもの

その他	僧	史（・官掌）	外記	四位・五位	少将	権中弁・中将	参議	中納言	大納言	大臣	親王	春宮	后	天皇（勅答使）	
								●	●	●	●	●	●	●	椅子
													●	●	大床子
							●	●		●					独床子
	●		▲			●	●	●	●	●	●	●			兀子
●							●	●	●	●	●				草整
				●	●										長床子
	●	●	●				●								床子

[注]

- (1) 延喜五年(九〇五) 編纂開始、延長五年(九二七) 撰進、康保四年(九六七) 施行。
- (2) 高さのある座具には、折りたたみ式の「胡床」もあるが、今回は検討の対象としなかった。
- (3) 一〇二二年二月に改元して長和となるので、正確には寛弘九年のこと。妍子の立後の儀式について、『栄花物語』巻第十「ひかげのかづら」には「宮の御前白き御装ひにて、大床子に御髪上げておはしまし」(①五〇四頁)とあり、椅子の有無については記されていない。また、威子の立后については、儀式についての記載がない。
- (4) 「実資は属目しなかつたのであろう。『御堂関白記』の平座を採るべきであらう」(『御堂関白記全註釈』長和五年正月注¹⁸⁵福嶋昭治)に従う。
- (5) 『江家次第』一「元旦節会」によると、「囊床子」のみ三脚・楕円形である。
- (6) 傍線部ホについて、倉本一宏現代語訳『藤原行成権記(上)』(二〇一一年、講談社学術文庫)では、官掌も床子に着席したとしている。
- (7) 原文表記は「儀論間」だが、「論義間」に改めた。
- (8) 『参議要抄』は平安時代末期の成立とされる有職故実書・著者未詳。

[本文の引用]

※引用にあたって私に表記を改め返り点を付し、注記を施した箇所がある。割り注は(〜)で示した。

・『延喜式』…新訂増補 國史大系(吉川弘文館)

- ・『貞信公記』『九曆』『御堂関白記』『小右記』：東京大学史料編纂所編 大日本古記録（岩波書店）
- ・『史部王記（増補）』『権記』：史料纂集（統群書類従完成会）。
- ※ただし、『権記』寛弘八年六月一三日条は史料纂集に収められていないため、増補史料大成『権記二・帥記』（一九六五年、臨川書店）より引用した。
- ・『参議要抄』：群書類従（統群書類従完成会）
- ・『栄花物語』：新編日本古典文学全集（小学館）